

令和元年11月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和元年11月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和元年11月7日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 その他
 - 5 議案第30号 市川市立義務教育学校の設置に関する方針の策定について
 - 議案第31号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
 - 議案第32号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 6 報告第20号 市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - 8 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 その他 (1) 市川市教育振興審議会からの答申について
 - 2 議案第30号 市川市立義務教育学校の設置に関する方針の策定について
 - 議案第31号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
 - 議案第32号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 3 報告第20号 市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について
 - 4 その他 (2) 令和元年度「新成人の集い」(成人式)について
(3) 令和2年度に開設する特別支援学級等について
(4) 令和元年度市川市中学生海外派遣事業(受入)について
- 5 出席者
教育長 田中 庸惠
委員 平田 史郎

委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	松尾	順子
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	川又	和也
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
社会教育課長	笈川	孝之
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	鈴木	孝弘
学校安全安心対策担当室長	石田	清彦
指導課長	石井	辰治
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	田中	成志
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	主 査	新田	伸子
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

○教育長

ただいまから、令和元年11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件、報告1件、その他4件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、島田由紀子委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、説明の都合上「その他」に入ります。その他(1)「市川市教育振興審議会からの答申について」を説明してください。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。その他(1)といたしまして、市川市教育振興審議会からの答申についてご報告させていただきます。議案1ページをお願いいたします。「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」の答申書でございます。こちらは、本年10月9日に「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」、市川市教育振興審議会へ諮問し、同審議会において2回にわたり審議が行われ、10月16日に答申をいただいたものでございます。答申書の構成は、「1. はじめに」「2. 方針の策定のための基本的な考え方」「3. 義務教育学校設置の方向」「4. 義務教育学校設置に係る条件」「5. 市川市立義務教育学校の設置に関する方針の見直し」となっております。それでは、内容についてご説明いたします。「1. はじめに」では、答申に至った背景と経緯、そして、答申によって、市川市の「学び」と「育ち」の連続性を大切にしたい教育が一層推進されることを期待する旨が示されております。「2. 方針の策定のための基本的な考え方」です。「(1) 小中一貫教育の推進」では、すでに小中一貫教育のモデル校として開校した「塩浜学園」の研究のまとめや国の動向を踏まえ、義務教育学校設置の方向と、学校運営等の在り方を審議の視点とした旨が示されております。2ページ、「(2) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針」では、教育の質を向上させることを前提としながら、児童生徒数の減少を背景に、既存の小・中学校から義務教育学校へ移行することを基本として、適正規模・適正配置の方針を踏まえ、学校規模や通学区域、施設等の考え方を審議の視点とした旨が示されております。「3. 義務教育学校設置の方向」です。こちらでは、「(1) 塩浜学園における小中一貫教育研究」「(2) 小学校高学年における専科指導の拡充・小中連携の

充実」を踏まえ、3ページ、「(3) 義務教育学校設置の進め方」において、「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育を進める市川市において、義務教育学校の設置は「推進」する方向とされたい旨が示されております。ただし、一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図っていくようにされたい旨があわせて示されております。また、適正規模・適正配置方針が示す3つの適正配置方策、これは、「通学区域の見直し」「学校統合」「義務教育学校の設置」となりますが、このうち、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とするなどして進められたい旨も示されております。「(4) 義務教育学校設置を推進する上での留意点」では、義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えられたい旨が示されております。「4. 義務教育学校設置に係る条件」です。「(1) 学校規模・学校運営の考え方」では、学校規模は、学校としての一体感を保ち、9年間の連続性が図られる規模とするとともに、前期課程高学年の専科指導や異学年交流等、小中一貫教育の取組が十分に推進される規模とされたいこと、そして、義務教育学校の適正規模及び学校運営の在り方を市川モデルとして示されることを期待されたい旨が示されております。また、学校運営上の課題に注目し、教育委員会の対応策を、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」に盛り込み、教育委員会のバックアップとサポートのもと、持続可能な体制の具現化に期待されたい旨もあわせて示されております。「(2) 通学区域の考え方」では、小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を推進されたい旨が示されております。ただし、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置する場合は、義務教育学校が子どもや保護者の多様なニーズに応える学校である面にも留意されたい旨もあわせて示されております。「(3) 学校施設の考え方」では、一体型校舎において、連続性を大切にした教育が行われることが望ましいが、状況によっては、隣接型や分離型の運営も考えられ、この場合は、学校運営上の工夫により、一貫教育の効果を高める取組を進められたい旨が示されております。「(4) 既存の小・中学校から移行する上での留意点」では、当該校の児童生徒、保護者、地域住民が協働して学校づくりを進められる体制を整え、合意を図りながら進められたい旨、そして、設置までには必要な時間を十分に設定されたい旨が示されております。また、学校運営協議会を中心として、義務教育9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みの充実にも取り組まれたい旨も、あわせて示されております。「5. 市川市立義務教育学校の設置に関する方針の見直し」では、方針は必要

に応じて見直しを行うこととされたい旨が示されております。答申の説明は以上となります。なお、この後ご審議いただきます、議案第30号「市川市立義務教育学校の設置に関する方針の策定について」は、本答申を受けての議案となっておりますので、よろしく願いいたします。報告は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。

○平田史郎委員

続きまして、「議案」に入ります。教育振興審議会からの答申を受けました、議案第30号「市川市立義務教育学校の設置に関する方針の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校安全安心対策担当室長

はい、学校安全安心対策担当室長です。議案30号「市川市立義務教育学校の設置に関する方針の策定について」ご説明いたします。別冊議案の1ページをご覧ください。第3期市川市教育振興基本計画では、方針1、目標2の施策に「学校間の連携の推進」が位置付けられています。この施策の一層の推進を図るには、市川市教育振興審議会の答申を踏まえ、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の設置に関する方針の策定が必要だと考えております。これが、議案を提出する理由です。では、方針(案)の内容についてご説明いたします。同じく別冊議案の2ページをご覧ください。本方針は、小中一貫教育の推進を図るために策定いたしますことから、「小中一貫教育の推進」を副題としております。方針の構成は、「1. はじめに」「2. 基本的な考え方」「3. 義務教育学校設置の方向」「4. 義務教育学校設置に係る条件」「5. 方針の実現を図るにあたって」「6. 本方針の見直し」となっております。なお、先ほどご説明のありましたように、本方針(案)は、市川市教育振興審議会の答申を受けて策定しておりますので、先程の「答申の報告」と重複するところが多くありますが、よろしく願いいたします。では、「1. はじめに」から、ご説明いたします。「はじめに」では、本市が、教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」に基づき、これまでも小中学校間の連携を進めてきたこと、次期学習指導要領では、小中学校間の円滑な接続と連携の重要性が改めて示されていること、さらに小中一貫教育の研究を進めてきた塩浜学園では、当初期待されていた教育効果が表れてきていること、などを背景として、小中一貫教育の推進を図る方針を策定する旨を記載しています。次に、「2. 基本的な考え方」です。「(1) 小中一貫教育の推進」では、義務教育9年間を形成する小学校と中学校が互いに協力し、責任を共有して児童生徒に必要な資質・能力の育成を図ることがこれまで以上に重要となっていることなどから、小中一貫教育を一層推進することを明確にしています。3

ページの「(2) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針」では、学校規模の適正化を図るために、小規模校に対して、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置の三つの方策から複合的に実施することを示している同方針に加えて、本方針を策定することにより、教育の質的な側面から義務教育学校の教育条件の向上を図ることができる旨を記載しています。「3. 義務教育学校設置の方向」です。「(1) 塩浜学園における小中一貫教育研究」では、小中一貫教育のモデル校として開校した「塩浜学園」において、多方面で高い効果が見られていること、また一方、学校文化の異なる小中学校間の調整等、学校運営上の課題もあることを記載しています。4ページの「(2) 義務教育学校の設置」では、義務教育学校の設置を推進していくことを記載しています。ただし、一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図ることとしています。このため、学校規模の適正化が必要となる学校については、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とし、学校や地域の実情に合わせて設置の推進を図ることとしています。次に、「4. 義務教育学校設置に係る条件」です。「義務教育学校」について、学校規模や通学区域、学校施設、学校運営など、設置の条件となる事柄について整理をしました。先ず5ページの「(1) 学校規模について」です。義務教育学校の適正規模は、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」が示す小・中学校の適正規模や、法令が定める標準を勘案しつつ、義務教育学校の特性や地域の実態に応じて柔軟に捉えることとしています。具体的には、学校としての一体感を保ち、9年間の連続性が図られる規模とするとともに、前期課程高学年の専科指導や異学年交流等、小中一貫教育の取組が十分に推進される規模としています。「(2) 通学区域について」は、9年間の学びを保障するために、小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を進めることとしています。「(3) 学校施設について」は、一体型校舎において連続性を大切にした教育を行うことを基本とした上で、学校や地域の状況に応じて、当面、隣接型又は分離型で運営する場合は、学校運営上の工夫によって、小中一貫教育の効果を高めることとしています。6ページの「(4) 学校運営について」です。審議会の答申では、学校運営上の課題については、その対応策を本方針に盛り込むことが言われています。このことから、義務教育学校の設置にあたっては、教育委員会が主体となって小中一貫教育の実施及び改善に向けた取組を進め、学校運営上の課題の解決に努めるとともに、保護者や地域関係者と連携して、持続可能な学校体制の実現を支援することとしています。具体的には、全国で見られる先進事例を参考にしながら、学校の状況に応じて具体的な取組を進めることとしています。7ページの「5. 方針の実現を図るにあたって」です。既存

の小・中学校からの移行にあたっては、当該校の児童生徒、保護者、地域住民が協働して学校づくりを進められる体制を整え、合意形成を図りながら進めることとしております。また、そのことに必要な時間を十分に設け、義務教育9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みの充実に努めることとしていきます。最後に、「6. 本方針の見直し」です。学校教育を取り巻く環境の変化や義務教育学校設置に係る制度の改善等に対応するため、本方針は必要に応じて適宜見直しを行っていくこととしています。説明は以上です。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。では、まず私からお伺いしたいと思います。議案第30号、4ページの(2)の4段落目の2行目に、「学校規模の適正化が必要となる学校については、『義務教育学校の設置』を優先して検討の対象とし」とありますが、現在、学校規模の適正化が必要となる学校があるようでしたら、現状と今後の見通し等について、説明をお願いします。

○学校安全安心対策担当室長

はい、学校安全安心対策担当室長です。学校規模の適正化が必要となる学校は、小学校で6学級、中学校で9学級以下になる学校としておりますが、概ね10年の間に該当してくる学校は、高谷中学校、東国分中学校、二俣小学校、大町小学校、稲越小学校の5校です。このうち、東国分中学校、二俣小学校、大町小学校、稲越小学校は、現在においても適正規模を下回っており、高谷中学校も今後少子化の進展に伴って、適正規模を下回ってくると予想されております。以上でございます。

○平田史郎委員

ということは、義務教育学校の設置については、今ご説明のございましたこれらの学校を対象の候補としていくということでしょうか。

○学校安全安心対策担当室長

はい、学校安全安心対策担当室長です。義務教育学校については、先程ご説明いたしました学校規模や通学区域など、条件の整ったところから、設置に向けた検討をしていく必要があると考えております。そこで、条件が整うと考えられる学校が、小学校、中学校ともにある高谷中学校ブロックと東国分中学校ブロックが対象の候補と推定されております。そこで検討及び地域の皆様との協議を進めてまいりたいと考えています。高谷中学校ブロックの学校は、高谷中学校、二俣小学校、信篤小学校の3校です。東国分中学校ブロックの学校は、東国分中学校、稲越小学校、曾谷小学校3校でございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。その他委員の方ご質問ございますか。はい、平田信江委員。

○平田信江委員

方針案の「4. 義務教育学校設置に係る条件」の中で、5ページの「(3) 学校施設について」、確認をしておきたい箇所があります。「学校や地域の状況に応じて、当面は、隣接型又は分離型で運営することも考えられます。」とあります。答申にも、その旨の記載がありますが、方針案では、それより一方踏み込んで、「当面」という言葉が入っています。この言葉を入れた意図について、確認をしておきたいのでご説明をお願いします。

○学校安全安心対策担当室長

はい、学校安全安心対策担当室長です。事務局といたしましては、義務教育学校における小中一貫教育の効果を最大限高めるためには、一体型校舎にして学校運営をしていくことが望ましいと考えております。このため、当初は隣接型や分離型で義務教育学校をスタートしたとしても、将来的には一体型校舎を整備していくことを基本とするため、「当面」という言葉を入れたものでございます。以上でございます。

○平田信江委員

ありがとうございました。私も、義務教育学校における教育効果を考えると、やはり一体型校舎が望ましいと考えています。当面、隣接型や分離型で運営する場合であっても、将来的には一体型校舎で教育が行われることを是非お願いしたいと思います。

○平田史郎委員

多少補足で、高谷中ブロック、東国分中ブロックというお話がありましたけれども、今、具体的に名前が挙げられた学校については、丁寧に説明を行っていく必要があると思います。今後のスケジュールについて、説明をお願いします。

○学校安全安心対策担当室長

今後の検討・協議につきましては、当該校の児童生徒、保護者、地域住民と合意形成を図りながら進めることが方針にも記載しております。このため、今後、該当校の先生方、保護者の皆様、地域関係者の方々に、義務教育学校の提案をさせて頂いたのち、各学校の学校運営協議会と相談をさせて頂きながら、中学校ブロックごとに検討委員会を設置し、具体的な検討・協議を進めてまいります。そして検討委員会での合意形成を図りながら、具体的な方向を明確にしてまいりたいと考えています。以上でございます。

○平田史郎委員

義務教育学校は大変良いところがございますので、それをぜひ、皆さんに伝えていただいて、より質の高い市川の教育を行えるよう、事務局には、関係者の皆さんへのより丁寧な説明と、十分な協議をお願いして理解を図っていただければと思います。その他委員の方からご質問ございますか。はい、大高委員。

○大高委員

資料の6ページの「(4) 学校運営について」の4行目には、「学校運営上の課題も明らかになっています。」とありますが、小・中学校間の調整の他に、具体的にはどのような課題があるのでしょうか。

○学校安全安心対策担当室長

はい、学校安全安心対策担当室長です。塩浜学園における教職員の意識調査では、「前期課程高学年がリーダーとして活躍する場面が少なくなる。」「教員の多忙感・負担感の増加につながる。」「前・後期の児童生徒が交流を図る際の移動に時間がかかる。」などが課題として挙げられています。

○大高委員

ありがとうございました。義務教育学校における小中一貫教育の取組の効率や効果を高めるには、このような多くの課題への対応を、しっかりと図っていくことが重要であります。これに対して教育委員会は大変だと思えます。ぜひ、取組の改善が図られるよう、教育委員会の積極的な取組をお願いします。

○平田史郎委員

それでは、その他の委員、何かご質問ございますか。他に質疑がないようですので、議案第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第31号「市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

はい、就学支援課長でございます。議案第31号「市川市奨学生選考委員会委員の委嘱」について、ご説明させていただきます。議案の6ページをご覧ください。市川市奨学生選考委員会委員につきましても、市川市奨学資金条例第10条第1項の規定により、8名で組織することとされており、その任期は、同条第2項の規定により、2年と定められております。これら8名の委員のうち、6名の委員の任期が本年11月30日で満了となることから、次期委員の委嘱について、ご提案させていただくものでございます。次期委員の候補者ですが、議案の7ページをご覧ください。次期委員の候補者6名の内訳は、新任2名、再任4名となっております。新任委員の候補者は、第4号委員のPTA連絡協議会の関係者で市川市PTA連絡協議会副会長の富田嘉敬氏、続いて第6号委員の学識経験のある者で元市川市立第三中学校校長、川口知子氏でございます。また再任委員の候補者は、いずれの方も豊富な見識を有し、これまで熱意をもって選考にご尽力いただいていることから、引き続きお願いするものでござ

います。なお、第5号委員である民生委員児童委員協議会の関係者につきましては、任期が令和2年2月5日までとなっておりますことから、民生委員児童委員の改選が行われ、新たな体制が決定いたしましたら、委嘱させていただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第32号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第32号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」説明させていただきます。議案の9ページから11ページをご覧ください。市川市教育支援委員会において、第1号委員、耳鼻咽喉科医師、藤巻豊委員より自己都合により辞任願が出されました。つきましては、藤巻委員を解嘱し、市川市教育支援委員会条例第4条第1項の規定に基づき、耳鼻咽喉科医師、柳川かおり委員を委嘱したいので教育委員会の議決を求めます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「報告」に入ります。報告第20号「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。報告第20号「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の12ページから14ページをお願いいたします。南行徳小学校より、地域との連携を一層強化するため、第1号委員である対象学校に係る地域住民に、新たに自治会より委員1名を選出したいとの申し出があったことから、ご報告をさせていただくものでございます。なお、11月の定例教育委員会以前に学校運営協議会

が開催され、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、本日、ご報告をさせていただきます。以上、「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」ご説明をさせていただきます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第20号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。その他(2)「令和元年度「新成人の集い」(成人式)について」を説明してください。

○社会教育課長

はい、社会教育課です。議案15ページ、その他(2)社会教育課をご覧ください。令和元年度「新成人の集い」(成人式)についてご説明いたします。本年度の「新成人の集い」は、成人の前日の令和2年1月12日、日曜日に文化会館で開催いたします。対象者は、10月15日現在で4,556名です。企画運営につきましては、例年通り、公募で集まった新成人を中心とした実行委員9名と、プロポーザル方式にて選考委員会を選定した専門の企画運營業者が行なっております。式典の構成は、昨年度と同じ2部構成となります。第1部のオープニング公演は、シャイニング・プラネッツというチームによるチアダンスを予定しております。同チームは、市川市を拠点として活動しており、数多くの世界大会にも出場し、優勝経験もあります。世界トップレベルのチアダンスをご覧くださいと思います。このほか、市長祝辞や来賓紹介、新成人代表による挨拶を行います。第2部は、ゲストによる公演と実行委員企画となりますが、今年度のゲストは、市川市出身のタレント、松丸亮吾氏を予定しております。松丸氏は、東京大学在学時より謎解きサークルの代表を務め、数多くの問題制作に携わっており、現在は、フジテレビの「今夜はナゾトレ」やテレビ東京の「おはスタ」にレギュラー出演しております。企画内容につきましては現在調整中ですが、松丸氏の得意とする謎解きや、新成人への応援メッセージなどをいただければと考えております。実行委員企画につきましても現在検討中ですが、市川市や平成、令和にまつわる、新成人が共感できるクイズなどを考えており、松丸氏には引き続き実行委員と一緒に出演いただく方向で調整しております。大ホール以外の催しにつきましては、例年どおり新成人の小・中学校時代の恩師からのビデオレター上映や茶席体験のほか、バルーン(風船)を使ったフォトスポットを設置いたします。なお、会場の文化会館ですが、改修工事のため令和2年度、令和3年度の2年間使用できなくなることから、会場を国府台市民体育館に移して開催いたします。先日公表いたしました成年年齢引き下げ後の対象年齢とあわせて、11月16日号の広報いちかわに掲載し、周知いたします。成人式についての説明は以上です。

○平田史郎委員

ありがとうございました。「新成人の集い」という名称はどうになりましたか。

○社会教育課長

今年度はこのままいきますが、18歳に下げられた後にはまた名前を考えていこうかと思っています。

○平田史郎委員

それは、全国的に皆統一されるのでしょうか。

○社会教育課長

全国的には、20歳でやるところが多く、大体「二十歳の集い」というような名前が多くなるのではないかと考えています。

○平田史郎委員

ありがとうございました。それでは、ただいまの件について何か質疑はございませんか。他に質疑がないようですので、その他(2)を終了いたします。次に、その他(3)「令和2年度に開設する特別支援学級等について」を説明してください。

○義務教育課長

はい、義務教育課長です。議案16ページをご覧ください。令和2年度に開設する特別支援学級等について、ご報告いたします。本市では、特別支援教育の充実のため、計画的に特別支援学級、通級指導教室等の増設・充実に努めております。来年度は、妙典中学校へ知的特別支援学級を、南行徳中学校へ自閉症情緒特別支援学級を、信篤小学校へ自閉症情緒等の通級指導教室の設置を予定しているところです。妙典中学校に知的特別支援学級を設置する理由としましては、第七中学校及び福栄中学校の特別支援学級の入級生徒の過密化解消のためとし、近隣小学校の卒業生に対応できることとなります。次に、南行徳中学校に自閉症情緒特別支援学級を設置する理由としましては、南部地区の中学校に自閉症情緒の特別支援学級がございません。設置することで、現在、新浜小学校と妙典小学校の自閉症情緒の通級指導教室に通級する卒業生の進学に対応できることとなります。また、信篤小学校へ自閉症情緒等の通級指導教室を設置する理由といたしましては、市内東部地区に自閉症情緒の通級指導教室がなく、近隣の中山小学校、鬼高小学校の通級指導教室2校の過密化が課題となっているため、その解消を図ることができるためです。現在、入学予定者を把握するために、近隣の特別支援学級や通級指導教室へのアンケートを実施したり、教育センターなどでの相談の際に案内をしたりし、周知を図っている段階です。現段階では、あくまでも予定としての情報をオープンにしておりますが、2月～3月頃に正式決定を予定しております。県教育委員会より連絡がありましたら、当該校へお知らせすると共に、3月の教育いちかわで正式な情報を掲載する予定です。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、その他（3）を終了いたします。次に、その他（4）「令和元年度市川市中学生海外派遣事業（受入）について」を説明してください。

○指導課長

はい、指導課長です。議案17ページ「その他（4）指導課」をご覧ください。令和元年度の市川市中学生海外派遣事業（受入）につきまして、ドイツからの派遣団が11日間の受入日程を無事に終え、10月29日に帰国いたしました事をご報告いたします。今年度は、10月19日から10月29日までの11日間、メートヒェン・リアルシューレ校から、引率教諭2名とともに生徒14名の受入をいたしました。10月26日にはドイツ生徒による「学習発表」が行われ、英語でのテーマ発表やドイツの伝統や文化等の紹介がされ、参加者の皆さんが大変興味を持って聞き入る姿がとても印象的でした。ドイツからの受入生徒は、7月に派遣いたしました本市の生徒の家庭でのホームステイや生徒の通う中学校での学校体験、市内及び県内の視察を通して、日本の伝統や文化、日常生活などに直接触れたことにより、貴重な体験ができたものと感じております。なお今回は、ドイツ派遣に引率いたしました2名の日本の教諭に県内視察への同行をお願いしたことで、教諭同士の交流も更に深めることができたものと思っております。最終日となる11月29日の帰国式では、しとしと雨の降る中、別れを惜しむ生徒たちが涙をこらえきれずに、何度もハグする姿が見られ、交流の成果を強く感じて終えることができました。報告は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。台風その他には、この日はかからなかったでしょうか。

○指導課長

大丈夫でした。

○平田史郎委員

他に質疑がないようですので、その他（4）を終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これもちまして、令和元年11月定例教育委員会を閉会いたします。

（午後3時40分閉会）